

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三十四号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一章 総則

一 本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔1〕13 略

14 5 GHz 基地局 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号。以下「設備規則」という。）第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、第三項第一号（一）又は（二）に規定する周波数若しくは指定周波数を使用するものをいう。

〔二〕略

三 周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）に示される割り当てることが可能な周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1 特定基地局に使用させることとする周波数は、次に掲げるものとする。

〔一〕（一）略

〔一〕（二）略

〔削る〕

2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

〔削る〕

〔削る〕

〔3〕略

第二章 一・七GHz帯全国バンドに係る事項

〔一〕略

二 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するため

の技術の導入に関する事項

一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が一・七GHz帯全国バンド認定開設者となる場合にあっては、キャ

第一章 総則

一 〔同上〕

〔1〕13 同上

14 5 GHz 基地局 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号。以下「設備規則」という。）第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、第三項第一号（一）又は（二）に規定する周波数若しくは指定周波数を使用するもの。

〔一〕同上

〔二〕同上

三 周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）に示される割り当てることが可能な周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1 〔同上〕

〔一〕（一）同上

〔一〕（二）同上

〔三〕一、八六〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数（以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド」という。）

2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、次に掲げるものとする。

一・七GHz帯全国バンド及び三・四GHz帯全国バンドにあっては、全国の区域

（二）一・七GHz帯東名阪以外バンドにあっては、全国の区域から平成十七年総務省告示第八百八十三号（一・七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二項第二号（二）に掲げる区域（以下「東名阪区域」という。）を除いた区域

〔3〕 同上

第二章 一・七GHz帯全国バンドに係る事項

〔一〕 同上

〔二〕 同上

一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。以下この章から第四章まで同じ。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が一・七GHz帯全国バンド認定開設者となる場合にあっては、キャ

リアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。
三 終了促進措置に関する事項

〔1 略〕

2 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び第五世代移动通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針(令和年総務省告示第 号。以下「5G普及のための開設指針」という。)において開設計画の認定を受けた者(以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者」という。)

(一)と共同し、前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局の免許人(以下「一・七GHz帯対象免許人」という。)との間の合意に基づき、一・七GHz帯対象免許人が当該無線局について周波数割当計画に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用を開始するために必要な範囲において、終了促進措置として次号に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

〔一・二〕 略〕

3 前号の規定により一・七GHz帯全国バンド認定開設者が負担する費用は、同号に掲げる措置に係る次に掲げる費用とする。

(一) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備(当該無線局の開設又は変更に必要な受信設備、伝送路設備その他の設備をいう。以下(二)において同じ。)(の取得に要する費用

〔二・三〕 略〕

〔4 略〕

5 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

(一) (二)から(四)までに掲げる事項及び終了促進措置に係る一・七GHz帯対象免許人との合意について、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者に係る認定の日から三月以内に合意すること。

〔二〕(五) 略〕

6 申請者又は一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

〔一・二〕 略〕

(三) 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、5G普及のための開設指針の施行の日から当該開設指針に係る開設計画の認定の日までの間、一・七GHz帯対象免許人に対して、一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同で実施する際の第二号及び第三号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。

(四) 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、5G普及のための開設指針の施行の日から

リアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。
三 〔同上〕

〔1 同上〕

2 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンドの指定を受けた認定開設者(以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者」という。)(と共同し、前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局の免許人(以下「一・七GHz帯対象免許人」という。)(との間の合意に基づき、一・七GHz帯対象免許人が当該無線局について周波数割当計画に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用を開始するために必要な範囲において、終了促進措置として次号に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

〔一・二〕 同上〕

〔同上〕

3 前号の規定により一・七GHz帯全国バンド認定開設者が負担する費用は、同号に掲げる措置に係る次に掲げる費用とする。

(一) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備(当該無線局の開設又は変更に必要な受信設備、伝送路設備その他の設備をいう。以下(二)並びに第四章第三項第三号(一)及び(二)において同じ。)(の取得に要する費用

〔二・三〕 同上〕

〔4 同上〕

5 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

(一) (二)から(四)までに掲げる事項及び終了促進措置に係る一・七GHz帯対象免許人との合意について、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、認定日から三月以内に合意すること。

〔二〕(五) 同上〕

〔同上〕

〔新設〕

〔一・二〕 同上〕

〔新設〕

(四) 一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、5G普及のための開設指針の施行の日から

ら当該開設指針に係る開設計画の認定の日までの間、当該開設指針に係る全ての申請者及び他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者に対し、終了促進措置に係る前号(一)の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。

〔五〕十略

〔七・八略

第三章 三・四GHz帯全国バンドに係る事項

〔一〕三略

〔削る〕

〔三〕八同上

〔七・八同上

第三章 三・四GHz帯全国バンドに係る事項

〔一〕三同上

第四章 その他周波数に係る事項

一 一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用する特定基地局(以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局」という。)の配置及び開設時期に関する事項

一 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日までに、一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局による一の総合通信局(関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。)の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の八十以上になるように一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局を開設しなければならない。

二 一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

一 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式、二五六値直振幅変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者となる場合にあつては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。

三 終了促進措置に関する事項

1 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、一・七〇MHzを超え一、八五〇MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

2 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、一・七GHz帯全国バンド認定開設者と共同し、一・七GHz帯対象免許人との間の合意に基づき、一・七GHz帯対象免許人が前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局について周波数割当計画に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用を開始するために必要な範囲において、終了促進措置として次号に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

(一) 前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更する措置

(二) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局を開設し、かつ、前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局を廃止し、又は当該無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更する措置

3 前号の規定により一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が負担する費用は、同号に掲げる措置に係る次に掲げる費用とする。

(一) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備の取得に要する費用

(二) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備を用いる当該無線局の開設に必要な工事並びに第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更するために必要な工事に要する費用(第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局を廃止するために必要な費用を含む。)

(三) (二)の工事に伴い第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局の運用を停止してから一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の運用を開始するまでの間において事業を継続するために必要な費用

4 終了促進措置に要する費用について一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額から一・七GHz帯全国バンド認定開設者が負担する金額の総額(一・七GHz帯全国バンド認定開設者が存在しない場合には、零円)を減じた額とする。

5 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

(一) (二)から(四)までに掲げる事項及び終了促進措置に係る一・七GHz帯対象免許人との合意について、一・七GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について一・七GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、認定日から三月以内に合意すること。

(二) (一)の一・七GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施の概要(次号(四)の規定により設置した窓口の連絡先及び対応日時を含む。)を一・七GHz帯対象免許人に周知させるための措置を開始すること。

(三) (一)の一・七GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から三月以内に、終了促進措置の実施手順を一・七GHz帯対象免許人に対して通知すること。

(四) 一・七GHz帯対象免許人との間で、当該一・七GHz帯対象免許人が行う第二号に掲げる措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該一・七GHz帯対象免許人が同号に掲げる措置を行うまでの間に当該一・七GHz帯対象免許人の第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局と一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。

(五) 一・七GHz帯対象免許人から(四)の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。

6 申請者又は一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(一) 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、一・七GHz帯対象免許人

に対し、一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が行う第二号及び第三号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。

(二) 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る前号(一)の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。

(三) 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号(一)により一・七GHz帯全国バンド認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

(四) 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号(一)による一・七GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する一・七GHz帯対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、当該措置が完了する日まで設置すること。

(五) 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号(三)の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

(六) 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。

(七) 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号(四)の協議により合意がなされたときは、その内容を、当該一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者、一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯対象免許人が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名を行った電磁的記録により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。

(八) 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、当該一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が認定を受けた一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局のうち当該措置を実施した無線局の局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

7 総務大臣は、前号(八)の規定により一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者から提出された書類について、本開設指針(この章に限る。)及び当該一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が認定を受けた一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

8 一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置に関して、一・七GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

第四章 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

一 特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

〔1・2 略〕

〔削る〕

〔二略〕

三 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。)第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

〔1 略〕

2 法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七GHz帯全国バンドに係る申請にあつては二〇MHz、三・四GHz帯全国バンドに係る申請にあつては四〇MHzとする。

(一) 一・七GHz帯全国バンド、三・四GHz帯全国バンドのうち、希望する周波数の範囲及びその希望する順位

〔二・三 略〕

四 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号(一)に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあつては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする(次項において同じ。)

五 第三項第二号(一)に基づき記載した周波数の範囲の希望する順位が同じ順位の同項の申請について、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、申請の数がそれぞれ同表の下欄に掲げる数を超える場合は、当該申請について、次の各号に基づき別表第三の事項への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順に当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数が同表の下欄に掲げる数となるまで認定する。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合においては、同表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、申請の数がそれぞれ同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上の場合に限りするものとし、この場合において当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の申請が含まれるときは、別表第三の事項への適合の度合いにかかわらず、その者の申請はそれ以外の者の申請に劣後するものとする。

一 〔同上〕

〔1・2 同上〕

3 一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局にあつては、一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用するための指定の変更を受けた場合

〔二 同上〕

三 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

〔1 同上〕

2 法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七GHz帯全国バンド及び一・七GHz帯東名阪以外バンドに係る申請にあつては二〇MHz、三・四GHz帯全国バンドに係る申請にあつては四〇MHzとする。

(一) 一・七GHz帯全国バンド、三・四GHz帯全国バンド及び一・七GHz帯東名阪以外バンドのうち、希望する周波数の範囲及びその希望する順位

〔二・三 同上〕

四 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章から第四章まで並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号(一)に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあつては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする(次項において同じ。)

五 〔同上〕

一・七GHz帯全国バンド	二
三・四GHz帯全国バンド	二

〔1・2 略〕

六 開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、一・七GHz帯全国バンドにあつては第三項第二号(二)及び三・四GHz帯全国バンドにあつては第三項第二号(三)に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合には、別表第三の一の事項(当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合)は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。)への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

〔1・2 略〕

〔七〇十四 略〕

〔削る〕

十五 〔略〕

十六 認定開設者が本開設指針に係る開設計画の認定に際して指定を受けた周波数又は指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、開設計画を変更しなければならない。なお、第一章第二項第二号に規定する特定基地局に係る開設計画の変更を受けた場合にあっては、変更後の開設計画に従つて同号の特定基地局を開設したときは、同項第一号の特定基地局を開設したものとみなす。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一 特定基地局の整備計画に関する事項

1 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(一)並びに三・四GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(二)及び(三)に掲げる無線局の開設数に関する年度(認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合はこの限りではない。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画(ただし、第一章第二項第二号に規定する特定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局の開設数に関する年度(法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定の日の属する年度から令和十年度までの各年

一・七GHz帯全国バンド	二
三・四GHz帯全国バンド	二
一・七GHz帯東名阪以外バンド	一

〔1・2 同上〕

六 開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、一・七GHz帯全国バンドにあつては第三項第二号(二)、三・四GHz帯全国バンドにあつては第三項第二号(三)及び一・七GHz帯東名阪以外バンドにあつては第一章第三項第一号(三)に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合には、別表第三の一の事項(当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合)は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。)への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

〔1・2 同上〕

〔七〇十四 同上〕

十五 一・七GHz帯東名阪以外バンド 認定開設者は、東名阪区域において一・七六五MHzを超え一・七八五MHz以下又は一・八六〇MHzを超え一・八八〇MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

十六 〔同上〕

十七 認定開設者が本開設指針に係る開設計画の認定に際して指定を受けた周波数又は指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、開設計画を変更しなければならない。なお、第一章第二項第二号に規定する特定基地局に係る開設計画の変更を受けた場合にあっては、変更後の開設計画に従つて同号の特定基地局を開設したときは、同項第一号の特定基地局を開設したものとみなす。

別表第一 〔同上〕

一 〔同上〕

1 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(一)、三・四GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(二)及び(四)並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(三)に掲げる無線局の開設数に関する年度(認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合はこの限りではない。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画(ただし、第一章第二項第二号に規定する特定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局の開設数に関する年度(法第二十七条の

度に限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合に限る。
(の末日ごと、都道府県ごと及び屋内等に設置する無線局かの別ごとの計画を含む。)

〔一〕(二) 略

〔三〕略

〔二〕略

- 3 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては一の1(一)並びに三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画(既存事業者が提出するものに限る。)にあつては同1(二)及び(四)に掲げる無線局の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画

- 4 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯全国バンド特定基地局及び三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては三・四GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと並びにメッシュごとの計画(ただし、第一章第二項第2号に規定する特定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画を含む。)

〔5〕略

〔二〕略

三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

- 1 〔略〕
- 2 特定基地局の運用に必要な電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の調達及び工事に関する計画並びにその根拠(ただし、第一章第二項第2号に規定する特定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年年度版)」及び「I-T調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」)に留意すること。)及びその根拠を含む。)

〔3〕5 略

六 混信等の防止に関する事項

- 1 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては次の(一)及び(二)並びに三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては次の(三)から(五)までに掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用並びに電波の

十四第一項の規定による変更の認定の日の属する年度から令和十年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合に限る。(の末日ごと、都道府県ごと及び屋内等に設置する無線局かの別ごとの計画を含む。)

〔一〕(二) 同上

〔三〕同上

〔四〕同上

〔二〕同上

- 3 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては一の1(一)、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画(既存事業者が提出するものに限る。)にあつては同1(二)及び(四)並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあつては同1(三)に掲げる無線局の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画

- 4 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯全国バンド特定基地局、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては三・四GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと並びにメッシュごとの計画(ただし、第一章第二項第2号に規定する特定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画を含む。)

〔5〕同上

〔二〕同上

〔三〕同上

〔一〕同上

- 1 〔同上〕
- 2 特定基地局の運用に必要な電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の調達及び工事に関する計画並びにその根拠(ただし、第一章第二項第2号に規定する特定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和六十二年郵政省告示第七十三号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年年度版)」及び「I-T調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成三十年十二月十日関係省庁申合せ)に留意すること。)及びその根拠を含む。)

〔3〕5 同上

六 〔同上〕

- 1 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては次の(一)及び(二)、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあつては次の(三)から(五)まで並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあつては次の(一)及び(六)に掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき

監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠

〔一〕～(五) 略
〔削る〕

〔2 略〕

- 3 三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては、第四章第十四項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠
- 七 終了促進措置に関する事項

1 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第二章第三項第二号及び第三号並びに三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第三章第三項第二号及び第三号にそれぞれ規定する費用の負担に充てることが可能な金額の総額（以下「負担可能額」という。）

〔2～4 略〕

- 5 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第二章第三項第六号及び三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第三章第三項第六号に規定する事項の遵守を示す旨

6 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七 GHz帯対象免許人及び三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては三・四 GHz帯対象免許人との終了促進措置に係る協議及び合意の方法に関する計画

7 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第二章第三項及び三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第三章第三項に定める終了促進措置に関する事項について、一・七 GHz帯対象免許人又は三・四 GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置に関する計画

- 八 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠（ただし、第一章第二項第二号に規定する特定基地局を開設計しようとする場合は、GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続することにより他の電気通信役務を提供する者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による5G基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を含む。）

〔2 略〕

指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠

〔一〕～(五) 同上
〔同上〕

〔2 同上〕

- 3 三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては、第五章第十四項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠
- 七 〔同上〕

1 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第二章第三項第二号及び第三号、三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第三章第三項第二号及び第三号並びに一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては第四章第三項第二号及び第三号にそれぞれ規定する費用の負担に充てることが可能な金額の総額（以下「負担可能額」という。）

〔2～4 同上〕

- 5 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第二章第三項第六号、三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第三章第三項第六号及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては第四章第三項第六号に規定する事項の遵守を示す旨

6 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七 GHz帯対象免許人並びに三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては三・四 GHz帯対象免許人との終了促進措置に係る協議及び合意の方法に関する計画

7 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第二章第三項、三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては第三章第三項及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては第四章第三項に定める終了促進措置に関する事項について、一・七 GHz帯対象免許人又は三・四 GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置に関する計画

- 八 〔同上〕

1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠（ただし、第一章第二項第二号に規定する特定基地局を開設計しようとする場合は、GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続することにより他の電気通信役務を提供する者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による5G基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を含む。）

〔2 同上〕

九 電波の能率的な利用の確保に関する事項

〔1・2 略〕

3 既存事業者にあつては、別表第三の一9に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）（ただし、指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）の人口カバー率に関する無線局の周波数帯ごと、当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一9(二)に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一9(二)に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）並びに5G基地局の無線設備及び当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意すること。）及びその根拠を含む。なお、認定開設者が開設計画（法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に従つて開設する指定済周波数を使用する5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）については、指定済周波数を使用する基地局（設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局（屋内等に設置するものを除く。）に限る。）とみなす。）

〔4 略〕

5 別表第三の二に規定する面積カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）（ただし、第一章第二項第2号に規定する特定基地局を開設しようとする場合又は指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）に係る面積カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画を含む。）

〔6～8 略〕

十 申請者の条件に関する事項

1 第四章第十項を遵守することを示す旨

〔2 略〕

〔十一 略〕

〔注一～七 略〕

別表第二 開設計画の認定の要件

九 「同上」

〔1・2 同上〕

3 既存事業者にあつては、別表第三の一9に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）（ただし、指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）の人口カバー率に関する無線局の周波数帯ごと、当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一9(二)に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一9(二)に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）並びに5G基地局の無線設備及び当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。）及びその根拠を含む。なお、認定開設者が開設計画（法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に従つて開設する指定済周波数を使用する5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）については、指定済周波数を使用する基地局（設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局（屋内等に設置するものを除く。）に限る。）とみなす。）

〔4 同上〕

5 別表第三の二に規定する面積カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）（ただし、第一章第二項第2号に規定する特定基地局を開設しようとする場合又は指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）に係る面積カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画を含む。）

〔6～8 同上〕

十 「同上」

1 第五章第十項を遵守することを示す旨

〔2 同上〕

〔十一 同上〕

〔注一～七 同上〕

別表第二 「同上」

〔一〇六 略〕

七 次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。

〔一・二 略〕

三 三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては、第四章第十四項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠

八 負担可能額は次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ各号に定める金額以上とし、申請者は当該負担可能額を確保できること。

一 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画の認定 一、九五〇億円

〔2 略〕

〔九〇十 略〕

十一 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

〔1〇4 略〕

五 第四章第十項を遵守することを示していること。

別表第三 開設計画の認定の審査事項

一 次に掲げる事項への適合の度合いがより高いこと。

1 〔略〕

2 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局による全国の区域の人口カバー率及び三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局による全国の区域の人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

〔3〇5 略〕

6 負担可能額（当該負担可能額に十億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画の認定においては二、一一〇億円、三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画の認定においては六二〇億円を超える額があるときは、それぞれその超える額を控除した額とする。）がより大きいこと。

7 第二章第三項及び第三章第三項に定める終了促進措置に関する事項について、一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七 GHz帯対象免許人及び三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては三・四 GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な体制の整備及び具体的な方策に関する計画がより充実していること。

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

〔1・2 同上〕

三 三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては、第五章第十四項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠

八 〔同上〕

1 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画の認定 一、九五〇億円

〔2 同上〕

〔九〇十 同上〕

十一 〔同上〕

〔1〇4 同上〕

五 第五章第十項を遵守することを示していること。

別表第三 〔同上〕

一 〔同上〕

1 〔同上〕

2 一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局による全国の区域の人口カバー率、三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局による全国の区域の人口カバー率及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局による総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域を合わせた区域の人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

〔3〇5 同上〕

6 負担可能額（当該負担可能額に十億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画の認定においては二、一一〇億円、三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画の認定においては六二〇億円を超える額があるときは、それぞれその超える額を控除した額とする。）がより大きいこと。

7 第二章第三項、第三章第三項及び第四章第三項に定める終了促進措置に関する事項について、一・七 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画及び一・七 GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七 GHz帯対象免許人並びに三・四 GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては三・四 GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な体制の整備及び具体的な方策に関する計画がより充実していること。

8 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、携帯無線通信を利用することが困難な地域において、一・七GHz帯全国バンドを使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするための具体的な計画がより充実していること。

9 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における次に掲げる無線局による全国の区域の人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

〔一・二〕略
〔10〕略

二 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画において、面積カバー率（全国の区域におけるメッシュ（陸上に係るものであって、第五章第五項第一号又は第二号により審査する周波数の範囲を使用する特定基地局又は申請者の指定周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、全国の区域におけるメッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

策に関する計画がより充実していること。

8 一・七GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては、携帯無線通信を利用することが困難な地域において、一・七GHz帯全国バンド又は一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするための具体的な計画がより充実していること。

9 一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画における次に掲げる無線局による全国の区域の人口カバー率、一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日の計画における次に掲げる無線局による総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域を合わせた区域の人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

〔一・二〕同上
〔10〕同上

二 一・七GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して八年、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日の計画において、面積カバー率（全国の区域におけるメッシュ（陸上に係るものであって、第五章第五項第一号又は第二号により審査する周波数の範囲を使用する特定基地局又は申請者の指定周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、全国の区域におけるメッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(終了促進措置に関する事項)

2 5 G 普及のための開設指針において開設計画の認定がない場合であつて、改正前の本開設指針第二章第三項各号の規定に基づき、現に一・七 GHz 帯全国バンド認定開設者が実施している終了促進措置に関する事項については、なお従前の例による。

3 5 G 普及のための開設指針において開設計画の認定があつた場合の一・七 GHz 帯全国バンドに係る終了促進措置に関する事項は、改正後の本開設指針第二章第三項各号の規定による。

4 一・七 GHz 帯全国バンド認定開設者に係る認定日から5 G 普及のための開設指針において開設計画に係る認定の日の前日までに一・七 GHz 帯全国バンド認定開設者が改正前の本開設指針第二章第三号の規定に基づき負担をしている終了促進措置に係る費用については、改正後の本開設指針第二章第二号の規定に基づき一・七 GHz 帯全国バンド認定開設者は一・七 GHz 帯東名阪以外バンド認定開設者と連帯して負担しなければならない。

5 前項における一・七 GHz 帯全国バンド認定開設者が負担する金額は、第二章第四項(一)に掲げる場合に応じ、当該(一)に定める数で除した額とする。